

輸出国制度調査について

(台湾)

1. 調査期間等

- (1) 期間: 2017年7月
- (2) 内容: 台湾における食品衛生関連省庁の機能と所掌業務の調査
- (3) 対象: 台湾行政院農業委員会漁業署等

2. 調査結果(概要)

(1) 台湾政府の組織構造及び所掌業務

① 衛生福利部食品薬物管理署

台湾国内の食品及び医薬品に関する監視指導を行う組織であり、我が国の厚生労働省に相当する。所管法令としては、我が国の食品衛生法にあたる食品安全衛生管理法の他、健康食品管理法等がある。食品衛生管理法の下には、農薬の残留基準(MRL)や食品の表示に関する個別規則を有している。

② 農業委員会漁業署(Fisheries Agency)

水産物の衛生的な品質を向上させるため、台湾の関連法令の規定に基づきモニタリング検査を行い、ウナギを含む水産物が衛生規格に適合しているかの確認を実施している。また、2005年3月には「輸出養殖ウナギの生産管理証明書発行要点」を公布し、輸出ウナギ産業の安定した発展を助け、産業の自主管理の実施を指導している。

(2) 台湾の食品衛生の関連法令について

食品安全衛生管理法第8条では、製造施設、製造工程、従業員それぞれの管理体制が衛生的でなければならないとされている。2000年に制定され、その後、数回改正が行われている。また、法律の他に、製造業、輸送業、販売業は、それぞれ業種毎の条例があり、これら条例に基づき管理されている。法律や条例は主に台湾政府が定めているが、条例については地方政府で定めることもできる。

(3) 台湾における輸入食品の監視体制について

食品安全衛生管理法30条に基づき管理されている。リスク管理のため輸入業者は輸入する際、衛生福利部に対して申告し、登録されなければならない。食品安全衛生管理法に適合しなければ輸入できない。違反品は、廃棄又は積み戻しとなる。違反業者に対しては輸入時の検査の頻度を上げることになる。違反があつ

た場合、検査頻度が100%に引き上げられるが、5回の輸入かつ違反となった輸入重量の3倍以上の貨物について違反が出なければ20～50%に引き下げられる。さらに同様の条件をクリアすれば通常の頻度(2～10%)に戻る。

また、違反情報については台湾政府のHPに掲載される。輸入食品の監視計画についてもHPに公表されている。

(4) 台湾産食品の輸出管理体制について

鰻養殖場は中南部に分布。養殖場面積 382 ヘクタールであり、年間平均生産量は 3,200 トンである。その内6割が輸出向けであり、輸出の9割は日本向けとなっている。

鰻の養殖、輸送、加工、輸出業者は、全て政府への登録が必要となる。輸出者は漁業署に輸出申請し、許可がなければ輸出できない。漁業署では管理プログラム(輸出養殖ウナギ生産管理に証明書発行要点)により管理されていることが確認されたものについて輸出を許可する。

輸出前に活鰻は2回、加工鰻は3回の検査を受ける。活鰻は養殖場から水揚げする時及び輸出前に検査を実施する。加工鰻の場合はそれに加えて加工工場での検査も実施する。

輸出申請に必要な書類は以下のとおり。

- ・輸出鰻生産管理証明申請書
- ・出荷元養殖場の養殖生産作業履歴
- ・輸出の少なくとも2ヶ月前までの養殖場での薬物使用記録
- ・漁業署所管の財団法人である台湾区鰻発展基金が発行した鰻養殖登録者審査証明書
- ・台湾区鰻蝦輸出業同業組合水産物検査センターまたはその他農業委員会の指導を受けた検査機関が発行した出荷前及び輸出前の委託検査結果

輸出前検査の検査項目はスルファジミジンを含む 14 項目である。2010 年までは9項目であったがリスク等を考慮し5項目増やした。今後も状況に応じ検査項目を増やすことを検討することとしている。

現在、管理プログラムを施行して 10 年ほどである。養殖業者を対象に年に 2 回以上動物用医薬品の衛生管理について講習会を実施している。サンプリング作業員へも毎年教育訓練を実施しており、合格証書が発行された有資格者のみがサンプリング業務を行うことができる。また、養殖から流通までトレースできるように管理をしている。

(4) 台湾における HACCP 規制について

これまで、GMP、HACCP の管理体制の確認は製造者等が自主的に内部管理として実施していたが、トラブルが頻発したため現在は強制的に実施するよう規制を改正した。

水産物製造施設、食肉製品製造施設、乳製品製造施設、食品関連容器製造施設、大規模レストランについては HACCP が義務づけられている。

各施設への査察は、地方政府が定期的に行っている。査察においては、施設が管理要領に基づき、3名以上の HACCP チーム（うち1名は技師を含む）が組織されているか、オーナーがそのチームの一員であるか、検査が適切に実施されているか等管理が適切に実行されているかの確認を行っている。

3. 参考法令 (URL リンク)

- ・食品安全衛生管理法(1975.1.28)

<https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lang=1&lawid=292>

- ・健康食品管理法(1999.2.3)

<https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lang=1&lawid=167>

- ・農産品生産及び検証管理法(2007.1.29)

<https://law.coa.gov.tw/GLRSnewsout/EngLawContent.aspx?lan=E&id=104>

- ・商品検査法(1932.12.14)

<https://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawHistory.aspx?PCode=J0100001>

以上